

平成 24 年度業務実績に関する暫定評価（案）

1 概要

評価委員会は、地方独立行政法人法第 28 条に基づき、各事業年度における業務の実績について評価を行うこととされているが、静岡県立病院機構評価委員会では、評価結果を病院機構の次年度の計画に反映させるとともに、本評価の精度を高めるため、事業年度途中で暫定評価を行っており、平成 24 年度業務実績（暫定）について実施した暫定評価（案）は 2 のとおりである。

2 評価結果（案）

【総括】

- ・ 県立病院機構は、がん、脳卒中、心筋梗塞、精神疾患等の医療や救急医療、周産期医療、小児医療など、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療等に重点的に取り組み、県民に信頼される質の高い医療を提供しており、中期目標の達成に向けた着実な進展が見られる。
- ・ 経営面では、委託契約の見直し等法人化のメリットを生かした経費節減努力や診療報酬の改定効果などもあり、平成 24 年度も黒字決算となる見込みであり、これで法人化後 4 期連続の黒字決算となり、「中期目標期間を通じて経常収支比率 100%以上」という目標も達成可能な見通しとなっている。

以上から、平成 24 年度の業務実績（暫定）は、県が示した中期目標の達成に向けて、医療の質の向上と収支構造の改善の両方を目指す方向に適切に向かっていると認められ、評価できる。

【詳細】

①医療従事者の確保

法人化の優位性を生かした柔軟な採用試験や就労・職場環境の改善などにより、医療従事者の確保について一定の成果を挙げており、評価できる。

しかし、依然として充足するまでには至っておらず、今後も引き続き、医療従事者の確保に向けた努力が必要である。特に、特定分野（麻酔科、放射線科等）の医師や来年度開設予定である県立総合病院の救命救急センターへの看護師の確保が課題である。

②地域医療の支援

県内公的医療機関への医師派遣や医療機器の共同利用の推進等、県立病院としての公的役割を果たしており、評価できる。

今後とも、県及び地域の期待に応えられる体制を充実することが望まれる。

③総合病院

- ・ 県内医療機関の中核的病院として、3 本柱（循環器疾患、がん治療、救急医療）を中心に、各疾患の総合的な医療をはじめ、高度専門医療や救急・急性期医療を提供しており、評価できる。
- ・ 卒後臨床研修評価機構の認定や、医師臨床研修マッチングにおいても多くの希望者があるなど、病院の臨床研修体制は評価できる。

- ・救命救急センターの指定に向けて、救急専門医確保の見通しが立ったため、必要な施設改修・機器整備を進めており、早期運用開始による救急医療の体制充実が期待される。

④こころの医療センター

- ・精神科救急・急性期医療の提供や、在宅医療の拡充、先端医療技術の導入、司法精神医療の充実等、県内の他の医療機関では対応困難な総合的・高水準な医療を提供しており、評価できる。
- ・民間病院では対応できない県立病院ならではの役割を担っていることは評価できる。これらの取組みを、より積極的に県民に対して理解を求めるなどの努力を求めたい。

⑤こども病院

- ・日本でも有数の小児病院として県内外の患者に利用され極めて高い業績を上げており、こどものための総合的な医療を提供する病院として信頼されており、高く評価できる。
- ・NICUを増床し、増加する新生児医療のニーズに対応した点は評価できる。引き続き、産科医・新生児科医・看護師の更なる確保努力が求められる。

⑥その他

- ・患者満足度調査の活用
 - 改革・改善提案に多くの職員が取り組み、その成果の発現がみられる点は評価できる。その際、患者満足度調査は重要な指針となるため、その結果を積極的に活用し、改革・改善を進めることが望まれる。
- ・災害時の拠点病院としての機能強化
 - 現在、東日本大震災を踏まえて各病院で災害対応マニュアルの見直しを行い、機構としての体制整備を進めており、被ばく医療を含めた災害時における拠点病院としてのより一層の機能強化が望まれる。

○地方独立行政法人法

第 28 条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。